

〈論 説〉

ドイツの王冠証人規定（刑法46条b） の改正を巡って

池 田 秀 彦

目 次

はじめに

1. 刑法改正の目的
2. 刑法改正の要点 — 「関係性」の意義
3. 新刑法46条bの概要
4. 改正前の刑法46条bに対する批判
5. 連邦議会法務委員会での専門家の意見

おわりに

はじめに

ドイツの連邦議会は、2013年3月14日の本会議において第46次刑法改正法を可決し、その後、同法は、6月13日に公布され、8月1日より施行された。この改正法により改められたのは、2009年に設けられた、いわゆる王冠証人規定（Kronzeugenregelung）の刑法46条bである。³⁾ 刑法46条bは、重大な犯罪を犯した者が自発的に情報を提供し、一定の重大な犯罪の解明または阻止に本質的に貢献した場合に、裁判所が刑を減輕または免除しうることを定める。従来は、刑の減輕等の措置を受ける者、即ち王冠証人（Kronzeuge）自身の犯罪行為と解明または阻止される犯罪行為との間には、いかなる関係も必要ではなかった。今回の改正では、これを改め、この両犯罪行為の間に関係性の存在を必要とした。

今回の改正は、2009年9月27日の連邦議会議員総選挙の結果を受け、キリスト教民主同盟（CDU）、キリスト教社会同盟（CSU）および自由民主党（FDP）の3党が2009年10月26日に調印した連立協定の中で、刑法46条bを改正し、

王冠証人自身が関係した犯罪の情報を提供した場合に限り刑の減軽の対象とする方針が示されたことが直接の契機とな⁴⁾っているが、従前の規定については、様々な観点から批判が加えられてきたことも事実である。

以下では、法改正の目的、内容を改正法案（BT-Dr. 17/9695）の立法理由書を通して明らかにし、併せて刑法46条bの旧規定に関する議論状況および今回の改正案についての連邦議会法務委員会（Rechtsausschuß）での専門家の意見を踏まえ、法改正の意義を確認することとする。

1. 刑法改正の目的

第46条b

① 裁判所は、刑の下限が引き上げられた自由刑または無期自由刑が定められている犯罪の行為者で次の各号のいずれかにあたる者については、第49条第1項により刑を減軽することができるが、その場合において、専ら無期自由刑が定められているときは、10年以上の自由刑とする。

1 その知るところを自発的に申告することによって、自身の犯罪行為と関係する、刑事訴訟法第100条a第2項に定める犯罪行為が解明されうるように本質的に寄与した者、または

2 自身の犯罪行為と関係し、自身がその計画を知っている刑事訴訟法第100条a第2項に定める犯罪行為を阻止し得るような適当な時期にその知るところを自発的に官署に申告した者

刑の下限が引き上げられた自由刑の定められている犯罪としての分類については、特に重い事態に対する刑の加重のみが考慮され、減軽は考慮されない。行為者が犯罪行為に関与している場合には、第1文第1号に定める解明への寄与は、自己の行為関与を超えなければならない。犯罪行為の法定刑が有期自由刑のみであり、かつ行為者が3年を超える自由刑に処せられない場合には、裁判所は、刑の減軽に代えて刑を免除することができる。

② 第1項に定める裁判に際し、裁判所は、特に次のことを考慮しなければならない。

- 1 申告に係る犯罪の態様と範囲および行為の解明または阻止に対するその重要性、申告の時期、行為者による刑事訴追機関への協力の程度およびその供述が関係する行為の重大性、並びに
 - 2 犯罪行為および行為者の責任の重大性並びに第1号に掲げられている諸事情との関係
- ③ 第1項に定める刑の減輕および免除は、行為者が自身に対する公判開始（刑訴法第207条）が決定された後にその知るところを申告した場合は除かれる。

今回の改正は、上記の下線部分の追加であり、王冠証人が情報提供により刑の減輕等を受けるためには、自身の犯罪行為と情報提供する犯罪行為との間に関係性を必要としたものである。

2009年の王冠証人規定の導入の際は、この両犯罪行為間の関係性を意識的に不要とした。この法案の立法理由書は、次のように述べている。

「例えば、報償に相応しい供述を一般的に『王冠証人』自身の犯罪の種類に一般的に依存せしめるのは疑わしいように思われる。というのは、これは、未解明の犯罪の訴追および阻止に対するかかる供述の価値に影響を与えないからである。このことは、解明・阻止協力者の犯罪行為とその供述が関係する犯罪行為とが同一の犯罪群に属さなければならないかどうかという個別的な問題についてもあてはまる。加えて、組織犯罪の領域で犯罪者は、次第に多様な犯罪を行うようになっており、かくしてその情報は、多くの場合に特定の犯罪群に制限されない。かくして多様な犯罪に適用できる規定のみが、例えば、麻薬取引人が人身売買組織の犯罪行為についての情報を申告したり、その逆の場合における必要な刺激を生み出す⁵⁾

以上から、王冠証人の犯罪行為と情報提供する犯罪行為との間に関係性を必要としないとの判断は、極めて政策的なものであったことが分かる。

これに対して、今回の改正法案の理由書は、総論部分で両犯罪の関係性を必要とする理由について詳説する⁶⁾。

まず、理由書は、「このような協力に対する報償の条件は、刑法46条bの現行規定では幅広く定められている。当規定の適用領域は広く、犯人に、自己の犯

罪および — したがって — 自己の責任と直接に何の関係もない犯罪の申告を動機づける。刑法46条bは、例えば、犯人が第三者の犯罪の被害者になり、自身に対して実施された捜査手続の枠内で解明に協力する — 内容的には、自身の犯罪とは何の関係もない — 場合でも、対象とする」とした上、「この広い適用範囲は、刑法46条bにより与えられる報償が刑法46条第1項1文の定める責任主義と — 特に、被害者および法を順守する国民にとって — 調和しないという結論に至りうる。というのは、直接的な行為責任は、このような供述とは関係ないし、間接的な影響は、はっきりしない。確かに、全く別の犯罪についての供述も刑法46条による一般的量刑の枠内で考慮しうることは承認されている。しかし、このような供述から — 自白または行為者の損害賠償の努力（刑法46条2項）のように他の積極的な犯行後の態度において認められるように — 實際上、自己の犯罪に対する心情および特別予防上の刑の必要性について十分な推論が可能かどうかは、少なからず疑わしく、せいぜいのところ、犯人の態度を顧慮して利益原則の適用を受けるに過ぎないであろう。刑法46条b第2項2号の掲げる — 刑の減輕に関する判断に際して犯罪の程度および『王冠証人』の責任を考慮することを求める — 要請にもかかわらず、現在の文言は、犯罪の被害者から責任に相応しくないと見られるだけでなく、法の確実性への国民の信頼を損なうような刑の減輕を可能とする。この理由から現在の文言は、圧倒的な批判を受けた」として、現行規定が責任主義との関係で問題を含んでいるとし、「したがって、申告された犯罪と『王冠証人』の犯罪とが関係性を有し、かくしてその供述が少なくとも間接的に自身の犯罪に対する非難の程度を減少させることによって、刑法46条bの枠内でも責任に応じた刑罰の原則をより考慮することが適切であるように思われる。自己の犯罪と関係性のある犯罪を暴露する者は、例えばその犯罪が行われた犯罪環境から離れようとしていると信じさせることができるであろう。同時に、この制限を以て、刑法46条bが純粋に刑事政策的に動機づけられた量刑を可能とするのではなく、刑法46条の基準の具体化および展開として一般的な量刑法に組みこまれていることが明確になるであろう。加えて、それは、『王冠証人』の特典を、法治国家原則から導き出される実体的正義の要請を考慮し、正当化することを容易にする」とし、責任主義の原則および法治国家の原則の観点から改正を理由づける。

次いで、「このような制約は、特に閉鎖的な犯人領域に穴をうがつという規範の目的が重視されるという理由からも、意味あるように思われる。捜査機関は、刑訴法100条a第2項の意味における重大な犯罪について、閉ざされた組織が問題となる場合にこそ、解明・予防協力を頼りにする。自己の犯罪と申告した犯罪との間の関係性の要件は、法案の刑法46条bの対象となる犯人とこの組織との間の親近性を示すのに役立つ。加えて、このような『内部の王冠証人』は、通例、申告された犯罪とは内容的に係わりを持たない犯人として詳細な情報をもっているであろう。このような内部情報の暴露は、刑事訴追機関にとって特別に価値があるだけでなく、供述の信用性の審査も容易にしうる」として、今回の改正が王冠証人の供述の信用性の判断の観点からも望ましいとする。

さらに、基本法3条1項の平等原則との関係についても触れ、「具体的に、刑法46条bは、『王冠証人』が解明協力または予防協力の対象とする犯罪が『自身の犯罪と関係する』場合にだけ適用されることになるが、この新しい法文は、基本法3条1項による一般的平等原則を考慮しても問題はない。確かに、法案の刑法46条bは、その自己の犯罪が暴露された犯罪と関係性を持つ場合に、犯人に特典を与える。しかし、この限定は、とりわけ責任に応じた刑罰の原則を当該規定により濃く反映させ、組織的に隔絶された犯罪により一層傾注するという — このような差異を正当化する — 目的を追求する。したがって、それは、特に恣意との境界線を超えるものではない。加えて、法案の刑法46条bの適用されない犯人も刑法46条により責任に応じた刑罰を受ける。このような事情から、この犯人は、同様な犯罪を行った別の犯人の方がより軽く処罰されると主張することはできない。最後に挙げた事情は、新規定が『王冠証人』の犯罪と何らの関係も有しない犯罪についての解明協力または予防協力を刑法46条の枠内で『積極的な行為後の事情』として刑を減輕する際に考慮する可能性を変えるわけではないだけに一層妥当する」とする。

2. 刑法改正の要点 — 「関係性」の意義

今回の法改正により、王冠証人の供述によって解明、阻止される犯罪行為と王冠証人自身の犯罪行為との間に関係性が必要となったため、この関係性をど

う理解するかが問題となる。

法案の理由書およびこれを踏まえたPeglauの見解⁷⁾によると、これは、次のような場合に認められる。

両犯罪が同種の犯罪であるとか、王冠証人の犯罪行為自体が刑法100条a第2項の掲げる犯罪である必要はなく、下限の引き上げられた自由刑または無期自由刑の定めのある犯罪であれば足りる。

情報提供された犯罪については、王冠証人に対する刑事手続の対象である必要はなく、法的に独立した訴訟法上の犯罪について問題となるが、申告された犯罪と王冠証人の犯罪およびその責任とを具体的に関係づけることを可能にするような、両犯罪間の内容的関係は必要である。両犯罪行為が犯罪の全体事象の一部であるかどうか⁸⁾が基準となる。しかし、両犯罪行為が時間的にまたは場所的に同時に行われたというだけでは足りないし、両犯人に人的関係性があるという状況だけでも十分ではない。重要な基準は、申告された犯罪行為が王冠証人の責任に関係することである。

業として特定の犯罪を実行する集団に所属する王冠証人がかかる犯罪を行い、訴追される場合には、王冠証人自身が情報提供した犯罪行為に関わっておらず、後にそれについて知ったとしても刑法46条bの適用対象となる。この場合には、彼が業としての犯罪行為について申し合わせをすることによって集団の結末に貢献し、集団による犯罪の実行をも支援したことになり、その固有の責任を負うことになるからである。

しかし、例えば、共同で住居侵入窃盗を実行した折りに、ある犯人がたまたま居合わせた被害者を強姦した場合には、共犯者の誰が強姦を実行したかを供述する者に対して、王冠証人規定は、基本的に適用されないであろう。情報提供された犯罪行為は、犯罪行為の単なる空間的または時間的同時発生に過ぎず、犯人相互間に人的関係が存在するに過ぎないからである。共犯者がたまたま居合わせた被害者に驚いて、盗品を確保するために暴力を用いる場合は、これと異なり、この場合には、両犯罪間に関係性を認めることができる⁹⁾。また、王冠証人が、車とか拳銃等を盗み、それが後に他人によって銀行強盗の際に利用された場合に、彼が銀行強盗の計画に具体的に関与しておらず、彼の盗んだ物が他の犯罪に利用されることを知っただけであるとしても、関係性は肯定さ

れる。盗品の譲受人、資金洗浄者の場合には、通例、本犯の犯罪行為との関連性は肯定される。これ以外に、他の犯人により作り出される状況を自己の犯罪行為のために利用する者は、他の犯人の犯罪行為についての情報の提供により刑法46条bによる刑の減輕の対象になりうる。

3. 新刑法46条bの概要

改正された刑法46条bは、次のような内容である。今回の改正部分については、下線を付した。

(1) 王冠証人自身の犯罪 刑法46条bは、下限の引き上げられた自由刑または無期自由刑の定められている犯罪の行為者に対してしか適用されない。したがって、刑の下限が1月の自由刑とか罰金刑である、軽微な犯罪は、その対象とはならない（刑法38条2項、40条1項）。

王冠証人自身の犯罪と情報提供する犯罪とは関係性を有しなければならない。

(2) 犯罪行為の解明・阻止 行為者は、情報を自発的に明らかにすることによって、通信傍受の対象となる犯罪、即ち刑訴法100条a第2項の定める犯罪¹⁰⁾の解明に本質的に寄与したことが必要である。

情報の提供の対象となる犯罪が、刑訴法100条a第2項の定める犯罪に限定されたのは、そこに列挙された犯罪が極めて重大な犯罪であり、テロ犯罪と組織犯罪の領域に属す犯罪であることと併せて、刑訴法100条aによる通信傍受の対象となる犯罪が「共謀により」行われることなどにより犯罪を解明する上では捜査協力が特に必要と考えられたからである。

王冠証人は、自発的に、その知るところを知らせることによって、刑訴法100条a第2項の定める犯罪行為の解明または阻止に、本質的に寄与しなければならない。彼自身が同犯罪に関与した場合には、彼の捜査協力は、自身の行為寄与以上でなければならない。王冠証人の寄与は、時期的には、公判開始前（刑訴法207条）になされていなければならないし、解明または阻止の成果は公判の終結までにもたらされなければならない。

また、解明、阻止協力があつたといえるためには、解明、阻止の成果が生じていなければならない。

(3) 王冠証人への報償 刑法46条b第1項3文により無期自由刑を以て処断すべきときは、10年以上の自由刑が科される。その裁量に際して、裁判所は、刑法46条b第2項により、特に、申告された犯罪事実の態様と範囲、犯罪行為の解明または阻止に対するその意義、申告の時期、行為者による刑事訴追機関の援助の程度、その申告が関係する行為の重大性を考慮しなければならない。刑法46条b第1項4文により、裁判所は、犯罪行為に対する法定刑が有期自由刑で、刑の減軽がない場合でも行為者が3年を超える自由刑に処せられない場合には、刑の減軽に代えて刑を免除することもできる。またこれにより、検察官は、刑訴法153条bにより裁判所の同意を得て手続を打ち切ることができる。

4. 改正前の刑法46条bに対する批判

改正前の刑法46条bについての批判は、多岐に亘るが、ここでは、主要なものを紹介し、若干の検討を加えることとする。¹¹⁾

(1) 法治国家原理

ドイツ連邦憲法裁判所によれば、「法治国家原理から、犯罪を訴追し、審判する国家の義務が導き出される。犯罪の訴追と法定の制裁を科すことは、法治国家を実現するための基礎である」(趣旨)¹²⁾。ここから、犯罪が実行されれば法律上自動的に刑が言渡されるようにしなければならないという見解が生ずる。¹³⁾しかし、刑法46条bは、王冠証人自身の犯罪を例外なく訴追し、審判し、処罰することを促すわけではない。刑法46条b第1項が刑の免除を定めていることから、刑訴法153条b第1項による検察官による公訴提起の見送りまたは刑訴法153条b第2項による手続の打ち切りが可能となる。したがって、この場合には、王冠証人に対する刑事手続は、裁判所の有罪宣告なしで終結する。また、刑法46条bは、既に有罪が立証された王冠証人の刑の減免によって、王冠証人の処罰に関して例外を認める。裁判官の有罪宣告にかかわらず、捜査協力に対する報償としての刑の減免は、犯罪と刑罰の間の自動性を疑わしいものとする。¹⁴⁾

しかし、全犯罪を処罰することの他に、法治国家原理が要請するものがある。刑法46条bは、刑訴法100条a第2項の掲げる犯罪の訴追と阻止の効率化を目的とする。¹⁵⁾王冠証人規定は、組織的に行われるため、解明・予防の困難な重大

犯罪を対象とするため、同規定により得られる解明・予防の公的利益は格別大きい。言い換えれば、王冠証人規定により、法治国家原理は、王冠証人自身の犯罪に関して損なわれる面がある一方、刑訴法100条a第2項の重大で、解明困難な犯罪に関しては、強く発現されることになる。¹⁶⁾つまり、王冠証人規定の適用により、王冠証人自身を訴追し処罰することと刑訴法100条a第2項に掲げられている犯罪を訴追し阻止することとは、相互に対立することになる。これについて、王冠証人規定による刑の減免は、刑訴法100条a第2項の掲げる犯罪の訴追と犯罪の阻止を促すために適切で、必要な手段である以上、比較衡量により、王冠証人自身の訴追、処罰に関して侵害される法治国家原理は、正当化されることになろう。¹⁷⁾

（2）平等条項

王冠証人の制度は、基本法3条1項¹⁸⁾の平等条項に違反するとの批判がある。これは、大きくは4つの点に関わる。

第1点は、王冠証人の規定により、捜査に協力し、犯罪についての情報を捜査機関に提供する者を、捜査に協力しなかったり、そもそも情報を持っていない者に比して、刑事制裁上優遇することになる。このような事態は、王冠証人規定の本質であり、あらゆる王冠証人規定は、犯人の不平等な取扱いをもたらすことになる。刑法46条bの場合は、一定の犯罪事実の解明または犯罪の予防に寄与した者に、刑の減免を以て報いることになり、このような捜査に協力しない犯人との間で差異が生まれる。

第2点は、解明されるべき犯罪に関しても王冠証人規定は区別し、刑訴法100条a第2項の意味での犯罪についての情報提供のみが報償の対象となり、刑の減免が行われる。これ以外の犯罪について行為者が情報提供しても刑法46条b第1項の減免は行われない。

第3点は、王冠証人の行動に恩典が与えられるのは、自由刑の下限が引き上げられているか、または無期刑の定められている犯罪を犯した場合である。したがって、同条は、軽微な犯罪を犯した者と刑の下限が1月を超える自由刑となっている犯罪を実行した者とを区別し、後者だけを同条の定める王冠証人とする。ある程度重い犯罪を犯した者だけを刑法46条bの意味での捜査協力者として位置づける理由について、2009年の改正法案（BT-Dr. 16/6268）の理由

書は、それ以外の行為の捜査協力については、つとに刑法46条2項および刑訴法153条以下を介して十分に考慮されうるし、加えて刑法49条1項3号は、このような犯罪には適用がないので、この領域外で刑の減輕の必要性はないと説明している¹⁹⁾。

第4点は、刑法46条b第3項により、自身の裁判の公判開始決定前に、情報を提供する者は報償を受けることができるが、それ以後に提供する者は報償を受けることができない。したがって、同規定は、王冠証人が解明されるべき犯罪に関して情報を提供したとしても、報償がその時期によって区別されることになる。

上記4点の差別的取扱いは、基本的に合理的な理由があり、特に問題ないと思われるが、第3点については、次のような理由から基本法3条1項の平等条項に反するという見解もある。Kaspar = Wengenrothは、「刑の減輕と並んで、刑法46条b第1項5文は、刑の免除も可能とする。この法的効果（これにより可能となる、刑訴法153条bによる手続の打ち切りの可能性を含めて）は、法の定める範囲の行為者にしか認められない。この規定の目的も刑法46条2項および刑訴法153条以下の適用を介して達成されうるとの指摘は、疑わしく思える。即ち、刑法46条2項が定めるのは、正に刑の免除ではなく、刑の減輕だけである。また、刑の完全な免除の補完物としてだけ考慮の対象となる、刑訴法153条による打ち切りは、元々、責任が軽微で訴追における公益の存しない事件に対する限定的な適用範囲をもち、全事件をカバーするわけではない。あろうことか、比較的軽い犯罪を実行した行為者には刑の免除の可能性は拒否される。しかし、例えば刑法259条1項の盗品等に関する罪を犯し、国際的に活動する犯罪組織についての情報を提供する用意のある人物に対して、何故にこの可能性が保証されるべきでないのか、合理的理由を見いだしがたい。王冠証人自身の行為と解明される行為との間に、このように際だった『不法の程度の落差』(Unrechtsgefälle)のある場合に、刑の免除は、最初に基礎づけられなければならないであろう。したがって、重要な、客観的な差別化根拠を欠いているために、この点において刑法46条bは、憲法上疑念が生ずる²⁰⁾とする。

(3) 責任主義

王冠証人規定は、刑法の責任主義と調和しないという批判がある²¹⁾。王冠証人

自身が関与していない犯罪の解明、予防のための捜査協力による刑の減免は、行為者の責任を無視しているのではないか、という批判である。連邦通常裁判所の判例の展開する幅の理論（Spielraumtheorie）によれば、量刑は、侵害された法秩序に対する犯罪の重大性および行為者の個人的責任の程度によって決まる。²²⁾これは、刑法46条1項1文の「行為者の責任は、刑の量定の基礎である」に基づくものであるが、裁判所は、法定刑の範囲内で、この観点を考慮し、責任に応じた刑を言い渡さなければならない。その際、判例によれば、責任に応じた刑を正確に決定することはできず、単に幅を示すことができるに過ぎないのであり、刑は、その幅の中になければならない。裁判所は、責任に応じた刑の下限を下回ったり、上限を上回ったりしない範囲で、予防目的を考慮することができる、とする。²³⁾

王冠証人についていえば、一般予防、特別予防の目的を考慮して、刑の減免が上記の範囲内にあるかどうか、特に、旧刑法46条bのように自身の関与していない犯罪の捜査協力の場合に刑の減免は適切かどうかという問題である。

例えば、Frank = Titzは、「より大きな疑念は、2009年法案（BT - Dr. 16/6268）の刑法46条bの広い適用領域に対して生ずる。刑法46条は、正当にも行為者とその行為を基準としているけれども、2009年法案の刑法46条bは、量刑審理を、何ら直接的な行為関連も行為者関連をもたず、この関連性の外にある行為者の情報に関係する事情にも拡げるであろう。申告された犯罪行為がそもそも行為者とは全く関係がなく、その責任に影響しえない場合にも、この申告に対して刑の減輕の可能性は開かれる。したがって犯罪組織から脱落した人、またはその情報の提供によってその犯罪環境と継続的に関係を断つことを表明する者だけでなく、他人の犯罪行為に関する情報を持ち、または持つと主張するあらゆる行為者が優遇される²⁴⁾」と指摘する。

（4）供述の信用性

王冠証人の供述は、虚偽の可能性が高いのではないかという問題である。王冠証人は、罪を免れるために、他人に不当に罪を着せる危険性があるのではないか。虚偽供述により、捜査の方向性を間違った方向へ誘導し、捜査機関の負担を増やすのではないか。無実の者に対する誤判の危険性を高めるのではないか。王冠証人に対する不当な刑の減免のおそれがあるのではないか、という懸

念である²⁵⁾。確かに、こうした危険性は否定できないため、2009年の刑法改正では、刑法46条bの追加と併せて、虚偽告訴等に関する刑法145条dおよび164条に、これに対応する規定が設けられ、例えば、刑法164条3項は、刑法46条bによる刑の減免を得るために虚偽告発を行う者は、6月以上10年以下の自由刑に処すると定める。もっとも、こうした罰条の追加で、虚偽告発等に対応する上で充分といえるかは一つの問題である。重大犯罪を実行した者が虚偽の供述をした場合の法的制裁を考慮してそれを思いとどまるといえるだろうか²⁷⁾。この点について、Kaspar = Wengenrothは、裁判官の証拠評価に委ねればよいとした上で、「その供述が嘘であったことが後の判明する場合における王冠証人に対する再審規定も、一旦獲得した刑の減軽が後に取り消される可能性も具体化されていない²⁸⁾」と課題に言及する。

また、立法理由の一つが、王冠証人規定を設けることによる訴訟の迅速化であったが、これは、むしろ逆ではないかという意見がある。即ち、王冠証人の供述は、公判で慎重に審理する必要があるほか、「刑の減免の前提である、解明効果の発生について審理するために、裁判所は、証拠調べの対象を不利な証言をされた者に対する手続にまで広げなければならない。したがって、起訴された王冠証人に対する手続と何の関係もない、全く別の手続に関して証拠調べを実施しなければならない。これに対して、不利な供述をされた者に対する手続において王冠証人の供述は、唯一の、かつ不利な供述をされた者とその弁護人が進んで承認する証拠方法にはなり難いであろう。王冠証人の供述は、むしろ広範な捜査と複雑な立証の出発点であろう。さらに、公判において、王冠証人の供述に反駁し、この証言を考え得るあらゆる方法で信用に値しないものにしてしようと試みられるのが普通であろう。したがって、この手続の決定的な簡素化は、期待できないのであり、むしろ王冠証人に対する手続の肥大化が予想される³⁰⁾」(趣旨)との見解がある。

(5) 起訴法定主義

王冠証人規定は、起訴法定主義との関係で問題となるとの見解がある。この原則によれば、検察官は、訴追可能な全ての犯罪について十分な嫌疑のある場合には公訴を提起する義務を負っている(刑訴法152条2項)。この義務は、訴追強制とも称され、刑訴法152条1項により検察官の起訴独占主義が採用されて

いることの論理的帰結と考えられている。学説の中には、この原則は、検察官だけではなく、裁判所もこれに服するという見解がある³²⁾。裁判所は、原則的に便宜主義的考慮を行うことは許されず、法律上定められた刑罰で処断しなければならないという趣旨である³³⁾。その意味で、この原則の趣旨は、実体的観点でも働くと考えるのである。もともと、裁判官が刑法46条bにより、王冠証人に対して刑の減軽を行う場合に、この原則が破られるとは言いがたいであろう。この場合にも、法律上定められた刑罰は科されるからである。刑の免除の場合にも、広い意味での、法律上定められた刑罰ということが出来る。

また、刑法46条bにより刑の免除が可能のため、刑訴法153条³⁴⁾を介することにより、検察官が手続を打ち切ることが出来る。この場合には、起訴法定主義が破られるということはできる。しかし、起訴法定主義を完全に貫くことはできないため、現在、かなりの数の例外規定が存在する。したがって、刑訴法153条bにより手続が打ち切られたとしても、それは、刑訴法153条以下の例外規定による手続の打ち切りの一例に過ぎないのであるから、起訴法定主義に違反するとまではいえないであろう³⁵⁾。

（6）nemo - tenetur原則

nemo - tenetur原則（供述の自由）との関係でも議論されている³⁶⁾。この原則は、何人も自らに不利な供述をしたり、自らを告発する義務を負わないという意味である³⁷⁾。この原則は、基本法1条1項の人間の尊厳および基本法2条1項等の一般的人格権に由来する⁴⁰⁾ほか、法治国家原理および欧州人権条約6条の公平な裁判を受ける権利にその根拠を見いだす⁴¹⁾。また、刑訴法上は、黙秘権を保障した136条1項等に関係規定が置かれている。

刑法46条b第1項により、捜査協力する行為者が刑の減免を受け得るという事情は、自己負罪を事実上強制することになるのではないかという懸念である。これについては、Knebaの反論が明快であるので、少し長くなるが引用しよう。

「大王冠証人規定が自己負罪を要求し、王冠証人としての行動を断念するという判断が自己に不利だと分かる場合にそうであろう。この場合に、報償に基づく協力の刺激は、自己負罪を事実上強制することに等しいであろう。しかし、このような自己負罪の強制は、そもそも、王冠証人の供述が自身の犯罪と何の関係もない犯罪に関係している場合には、ありえない。自身の犯罪と関連性が

ない場合には、王冠証人は、自らが罪を負うことになる資料を刑事訴追機関に与える危険性を犯さない。したがって、結局のところ、刑法46条bでの関連性の放棄は、自己負罪の危険性を少なくする。しかしまた、王冠証人の犯罪と情報が提供される犯罪が関連し、したがって、情報が提供される犯罪の行為者が王冠証人の犯罪に関わっている場合でも、nemo - tenetur 原則違反は認められない。一方において、犯罪の解明協力は、王冠証人が自己の行為寄与を認め、その解明に積極的に寄与することを前提としていない。したがって、その供述が情報提供された行為者の寄与に厳格に限定され、自己の関与を考慮外におく王冠証人も大王冠証人規定の対象となる。かくして、いずれにせよ、刑法46条bにより、自己負罪は、要求されない。他方、王冠証人として行動しない場合に報償が拒絶されることに、王冠証人の法的地位の低下は、見られない。王冠証人が知っている情報を提供することを拒否する場合に、彼に対して、刑の減輕の形式での報償が拒否されるに過ぎない。よりよい地位が彼に拒否されるだけであって王冠証人は、当初の地位の低下を経験しない。関連する申告すべき情報を持っている行為者の範囲は元々限定されているので、刑事訴追実務を決定的に支配する、広範囲にわたる大王冠証人規定の適用は、予想することはできない。したがって、犯人による解明さるべき行為の申告とこれに続く刑の減輕は、刑事訴追実務における通常の場合ではない。かくして、減輕が拒否されることによって、刑事訴追実務の通常の場合からの逸脱も、王冠証人の当初の地位の低下も生じない⁴³⁾」

5. 連邦議会議法務委員会での専門家の意見

連立議会の法務委員会では、今回の王冠証人規定の改正法案 (BT - Dr. 17/9695) について、学者、弁護士、検察官等の専門家から様々な意見が述べられた。以下、その主要なものを紹介することとする。

(1) Glinke の意見 弁護士の Glinke は、虚偽供述の問題を論拠として賛成論を展開し、大要次のように述べる⁴⁴⁾。

現行規定での最大の危険性は、第三者の虚偽供述の可能性にある。被疑者は、しばしば拘禁中強制状態にあり、この状況で彼は、拘禁から逃れたり、できる

だけ有利な判決を得たりする可能性に喜んでしがみつこうとする。また、被疑者は、未決勾留施設において他の多くの被疑者と一緒の環境にいる。噂の類いの話をしようとしたり、または意識的に虚偽の供述をしようとする思いに駆られやすい。被疑者が虚偽告発を理由に処罰されるのではないかという恐れは、大きくない。一方、被疑者は重い刑を科されることを危惧し、そのため、刑の減軽も比較的強く作用する。これに対して虚偽告発に対する刑は、むしろ軽い。他方、虚偽告発は、通常、被疑者の手続の終結までに解明されることはない。第一審裁判所は、告発による捜査の終結の結果を必ずしも知るわけではない。

新規定によって、第一審裁判所は、被疑者の供述を審理する上で、より良い可能性を手にする。というのは、彼は、多くの場合、被疑者の供述をその手続内で審理できるようになるからである。最後に、新規定によって不合理な判断が避けられる。現行規定では、第一審裁判所は、強姦罪の被疑者が例えば被害者の脱税を申告する場合には、刑の減軽の対象としなければならないであろう。

新規定は、少なくとも、王冠証人規定を重大な組織犯罪の解明に必要な水準に押し戻す。もっとも、被疑者が自己の犯罪でない、重大な犯罪に関する供述をする場合には、第一審裁判所は、これを刑法46条2項の「犯罪後の行為事情」として考慮することができる。

(2) Huthの意見 Huthは、連邦刑事庁 (Bundeskriminalamt) の見解を代弁し、新規定により捜査が困難になるという実際上の理由から、詳細に反対論を展開する。

まず、彼は、王冠証人規定の必要性と適切性について検討を加え、大要次のように述べる。⁴⁵⁾

「重大な犯罪への犯罪者の内部情報を暴露するのに適した捜査手段の導入およびその制限的利用に際して、様々な法益の衡量が行われるべきである。

通常の見解に立ち返ることが現実的に可能でないか、またはそれによる効果が全く期待できないか、または僅かしか期待できない場合に、王冠証人規定は、あらゆる刑事訴追者の実務の観点からみれば、組織犯罪の捜査結果において無条件に必要である。連邦刑事庁は、刑法46条2項による通常の見解の量刑的対応では足りないと考え、従前の規定の法案 (BT - Dr 16/6286) の理由書も次のように述べる。

『この手段（刑の量定に関する規定である刑法46条、起訴法定主義の例外規定である刑訴法153条以下を指す — 筆者注）は、犯人に対して限られた協力の誘因しか提供しない。というのは、関係者に対する報償の程度が限定されている上、とりわけ予見しがたいからである』

刑事警察の実務の経験は、王冠証人が組織犯罪に関する刑事手続において供述することによって途方もない危険性に直面することを示している。したがって、王冠証人は、一方において犯罪組織を裏切ることによって、量刑の上でどのような利益を期待できるか、他方においてその裏切りがばれることによって将来どのような危険が予期されるかを厳密に衡量する。裏切りの供述を、刑法46条の掲げる量刑上考慮すべき要素としての『行為後の態度』として考慮し、刑を減輕する方法は、王冠証人には、予見できず、それ故、衡量において重要ではない。

さらに、この観点から、王冠証人規定による以外の別の捜査の可能性が犯罪組織に風穴を開けるのに適しているかという問題を検討しなければならない。

組織犯罪対策において隠れた捜査手段である、刑訴法100条aによる電話傍受、刑訴法100条fによる住居以外での傍受等だけでは、次第に組織犯罪を解明するのに必要な証拠を生み出さなくなっていることが確認されなければならない。これに対して、王冠証人規定を介して獲得できる証拠は、捜査活動や刑事訴追活動において圧倒的な意義をもつ。人証は、刑事訴訟、特に組織犯罪に関する刑事手続において際して、最も重要な証拠である。このような人証がなければ、組織犯罪について起訴したり、有罪判決を得ることはできない」

以上のように、王冠証人規定の必要性和適切性に言及した上で、従前の王冠証人規定への批判に反論する。⁴⁶⁾

「王冠証人規定は、法制度への国民の信頼を失わせるおそれがあると批判される。王冠証人自身の犯罪と解明される犯罪との間の不法内容に落差がある場合があり、例えば、性犯罪者が連続した住居侵入に関して提供した解明協力の見返りに刑の減輕を受けることに対する批判である。しかし、このような道徳的疑念は、刑事警察の実務の観点からは現実的根拠を見いだすことはできない。また、裁判所による王冠証人規定の適用における裁量の濫用等は、学問的な裏付けはない」

次に、彼は、法案の王冠証人規定の適用上の問題について検討を加え、次のように述べる⁴⁷⁾。

「王冠証人の犯罪と解明される犯罪との間に関連性を必要とすれば、実務において法適用の上で不確実性をもたらす。例えば、刑法46条bの『犯罪行為』の概念の内容は、明確でない。麻薬法31条および同条で同様に必要とされる関連性に関して、出来事が刑法264条の意味での訴訟法上の犯罪行為といえなければならないことは、文献上看取できる。法案の理由書の説明も明確ではなく、最後に『事案の多様性に基づき、具体的な法適用の枠内での、より詳細な展開は、最終的には、判例に委ねられなければならない』とする。

このような法的不確実性は、実務において次のような事態に通じる。即ち、捜査官は、王冠証人の知っている情報をもらすよう説得しようとするが、王冠証人にすれば、犯罪事実および犯罪関与者を列挙すればするだけ、報復の危険が増大する。したがって、王冠証人は、諸要素を衡量して、自身の犯罪と関連性のはっきりしない犯罪を捜査機関に教えようとはしないことが予測される。

また、新規定に関して最高裁判例がどのように展開されようとも、犯罪団体の構成員が別の犯罪団体の犯罪行為に関して得た情報をもらそうとする場合には、これは、新しい王冠証人規定の対象とはならないであろう」

彼は、以上のように述べた上で、次のように、結論する⁴⁸⁾。

「刑事警察実務の観点からは、王冠証人自身の犯罪行為と申告された犯罪との間の関連性の導入は捜査活動を支援するというよりもむしろ困難にする。

理由の第1点は、関連性という概念の曖昧さによる、新王冠証人規定の適用上の不明確性が犯人の供述を促す上でマイナスの影響を与えるということ、第2点は、犯人自身が関与していない犯罪に関する情報が得られなくなる（従来の王冠証人規定による報償の提供を介した供述の誘因は、新規定においては最早存在しないため）ということである。

法改正に先だって、組織犯罪および重大な犯罪の解明における刑法46条bの適用実務、特に犯罪の捜査および裁判に対する意義に焦点を当てた刑事学的観点からの検討を提案したい」

以上のように、Huthは、主として捜査上の困難さを理由に反対論を述べ、刑法46条bの実務、意義についての検証を行うのが先であると主張する。

(3) Ignorの意見 Ignorは、連邦弁護士会(Bundesrechtsanwaltskammer)の意見として、責任主義および虚偽供述の危険性を根拠として、賛成論に立ち、大要、次のように述べる。

「連邦弁護士会は、現行の王冠証人規定の立法に際しても王冠証人自身の犯罪行為と彼の解明・予防協力の対象である犯罪行為との間に客観的・内容的関係性が必要であると主張した。

連邦弁護士会は、刑法46条bの規定に対して基本的な疑念を抱くが、法案が関連性の欠如に対する批判を取り上げたことを歓迎する。自己の犯罪行為と関連する犯罪行為を暴露する者だけがその犯罪行為が行われた犯罪環境からの離脱の試みを信用できるものにするであろう。関連性を要求することによって王冠証人の特典は、法治国家から導き出される実質的正義を考慮して正当化されるであろう。また、これにより、閉ざされた犯罪組織に風穴をあけるという規定の目的は、達成されるであろう。さらに、このような関連性のない場合よりも、自己の犯罪と関連する犯罪を申告する王冠証人は、申告した事実関係に関してより詳細で本質的な情報を提供するであろう。

またさらに、王冠証人が自己の犯罪行為と関連する事実関係を申告する場合には、虚偽供述の危険はより低くなる」

(4) Kasparの意見 アウグスブルク大学教授のKasparは、法案に対し反対論を述べる。

まず、刑法の理論的観点から種々検討を加え、「王冠証人自身の犯罪行為と関係のない犯罪行為の申告は、王冠証人の犯罪行為とその非難とは異なるが、しかしそれは、他の重大犯罪の解明および阻止に貢献する。したがってそれに伴う刑の減軽は、社会の観点からは承認できるものである。それ故、その場合の報償が『実質的正義』に違反する懸念はない」(趣旨)⁴⁹⁾と述べる。次いで、憲法上の観点からも検討を加えた上、「計画された新規定については、刑法理論上の論拠も憲法上の論拠も説得力がない。刑法46条bのねらいとする犯罪の予防と解明の意味において、さしあたり同規定の、従来の幅広い文言が維持されるべきであろう」と結論し、併せて、同規定に関する実務の実証研究が必要であるとする。

(5) Lückemannの意見 Bambergの検事正(Generalstaatsanwalt)で

ある Lückemann は、法案において必要とされた関係性の要件に関し、犯罪解明については容認、犯罪阻止については反対の立場をとり、次のように述べる。⁵⁰⁾

「実務的に、刑法46条bの改正を必要とするような問題も困った状況も生じていないということ、および法改正を行ったとしても実務上の影響はほとんどないであろうということについては、広く認められている。

王冠証人自身の犯罪行為と関係性をもたない犯罪が申告された事例は、2010年5月19日の連邦通常裁判所第5刑事部の裁判の1件（Beschluss vom 19.05.2010-5 StR 182/10, BGHSt 55, 153）だけであり、犯罪間に関係性を必要とすることは重要ではないし、そもそも刑法46条bの規定は、実務において必ずしも大きな意味をもっているわけでない。したがって、実際に改正の必要性があるかどうか、現行規定を以て正当で支持できる結果に至るかどうか、広範な判例の検討を通して判明するまで改正は待つべきである」

おわりに

今回の改正は、キリスト教民主同盟（CDU）、キリスト教社会同盟（CSU）および自由民主党（FDP）の3党の連立協定の中で、刑法46条bの改正方針が明記されたことが契機となっている。しかし、刑法46条bの旧規定については、上記のように、様々な観点から批判が加えられ（根拠の薄弱なものも少なからずあるが）、特に刑法の責任主義との関係については学説上激しく争われたことに明らかなように微妙な問題を含んでいたことは確かであろう。この意味において、法改正は、政治的理由からだけでなく、理論面からの要請に応じた面があることは確かである。⁵¹⁾とはいえ、2009年9月1日の施行から4年足らずのうちに改正が行われたことは、連邦法務委員会での意見聴取の中で複数の専門家から指摘があったように、時期尚早といわれてもやむを得ないであろう。当該規定の運用上の成果、課題等について十分な検証を行った上で法改正を検討するのが望ましかったといえよう。

今後、新規定により実務上どのような成果があがるか注目されると同時に、今回の改正において必要とされた、王冠証人自身の犯罪と情報提供する犯罪との間の関係性については、その内容が必ずしも明確とはいえないので、この点

について今後の判例の集積が待たれる。

注

- 1) BT - Plenarprotokoll 17/228, S. 28500.
- 2) 46. Strafrechtsänderungsgesetz – Beschränkung der Möglichkeit zur Straf-
milderung bei Aufklärungs- und Präventionshilfe – v. 10. 6. 2013, BGBl. I
2013 S. 1497.
- 3) 2009年に追加された刑法46条bの紹介としては、野澤 充「ドイツ刑法の量刑規定にお
ける新しい王冠証人規定の予備的考察」神奈川法学 43巻1号2010年73頁、拙稿「ドイツ
の王冠証人立法 — 立法における訴訟法的対応と実体法的対応を巡って —」創価法学41
巻3号1頁等がある。また、ドイツの王冠証人制度に関する文献としては、岡上雅美「量
刑事事としての『真実解明のための協力』について (1) 自首・自白者、内部告発者ない
し王冠証人に対する減刑に関する実定法的及び比較法的一考察」筑波法政38巻2005年129
頁等がある。これ以外の邦語及びドイツ語の文献については、上記拙稿の注1及び注3を
参照されたい。
- 4) Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP 17. Legislaturperiode, S.
107. www.cdu.de/doc/pdfc/091026-koalitionsvertrag-cducsu-fdp.pdf.
- 5) BT - Dr. 16/6268, S. 10.
- 6) BT - Dr. 17/9695, S. 6 f.
- 7) Peglau, NJW 2013, 1911.
- 8) BT - Dr. 17/9695, S. 8 f.
- 9) BT - Dr. 17/9695, S. 8.
- 10) 刑事訴訟法100条aは、通信傍受に関する規定であり、第2項に対象犯罪を定めており、
平和紊乱の罪、内乱罪、民主的法治国家を危険にする罪、外患の罪、対外的存立を危険に
する罪、国防に対する罪、安寧秩序に対する罪、通貨偽造罪、有価証券偽造罪、謀殺、故
殺、民族謀殺、性的自己決定に対する罪、児童ポルノ文書及び青少年ポルノ文書の所持、
入手及び頒布の罪、集団窃盗罪、強盗罪、恐喝罪、業としての盗品等に関する罪、資金洗
浄罪、武器法違反の罪、麻薬法違反の罪等の犯罪が掲げられている。
- 11) 改正前の刑法46条bに対する批判については、拙稿「ドイツの王冠証人制度の理論的課
題」創価大学通信教育部論集15号2012年94頁を参照されたい。
- 12) BVerfGE 46, 214, 222.
- 13) Kneba, Die Kronzeugenregelung des § 46b StGB, 2011, S. 36.
- 14) Ebenda.
- 15) BT - Dr. 16/6268 S.1.
- 16) Kneba, a. a. 0., S. 38.
- 17) Kneba, a. a. 0., S. 39.
- 18) ドイツ連邦共和国基本法3条1項は「すべての人間は、法律の前に平等である」と定め
る。基本法の訳は、高橋和之編『世界憲法集新版』によっている。
- 19) BT - Dr. 16/6268 S. 10.

- 20) Kaspar/Wengenroth, GA 2010, 453, 459f. 同旨、Fischer, Strafgesetzbuch, 60. Aufl., 2013, § 46b Rn 6, 6a.
- 21) Frank/Titz, ZRP 2009,137, 139; Salditt, StV 2009, 375; Mushoff, KritV 2007, S. 377ff.
- 22) BGHSt 3, 179; Kaspar/Wengenroth, a. a. 0.,462.
- 23) BGHSt 7, 28, 32; 20, 264, 266; 27, 2, 3; 50, 40, 50.
- 24) Frank/Titz, a. a. 0., S., 139. 王冠証人規定と責任主義との関係を詳細に検討した文献としては、次のものがある。Kaspar/Wengenroth, a. a. 0.,462ff; Kneba, a. a. 0., S. 122ff.
- 25) Kaspar/Wengenroth, a. a. 0., 453, 462; König, NJW 2009, 2481, 2483; Frank/Titz, a. a. 0., 137, 139.
- 26) 刑法145条dには、第3項と第4項、164条には第3項がそれぞれ追加され、現在、次の通りである。

刑法145条d（犯罪行為の虚偽告発）① 事実でないと分かっているが、官庁又は告発を受理する権限のある官署に対して、

- 1 違法な行為が行われ、または
- 2 第126条第1項に掲げる違法な行為の実現が切迫している
かのように思わせる行為をした者は、この行為が第164条、第258条又は第258条a
に掲げられていないときは、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

② 事実でないと分かっているが、

- 1 違法な行為、または
- 2 第126条第1項に掲げる切迫した違法な行為
に関与した者について第1項に掲げる官署の一を欺罔しようと試みた者も、前項と
同一の刑に処する

③ この法律の第46条b又は麻薬法第31条に定める刑の軽減又は刑の免除を獲得するために

- 1 第1項第1号または第2項第1号に掲げる行為を行い、または
- 2 事実でないと分かっているが、第1項に掲げる官署の一に対して、第46条b第
1項第1文第2号若しくは麻薬法第31条第1文第2号に掲げる違法行為の一の実現
が切迫しているかのように思わせる行為をした者、または
- 3 事実でないと分かっているが、第2号に掲げる切迫した行為への関与について、
これらの官署の一を欺罔しようとした者3月以上5年以下の自由刑に処する。

④ 第3項の犯情があまり重くない事案では、刑は3年以下の自由刑または罰金とする。

刑法第164条

① 他人につき官庁の手続又はその他の官庁の処分をもたらし、または継続させる目的で、官庁若しくは告発を受理する権限をもつ公務員の担当者若しくは軍隊の上官に対してまたは公然と、事実でないと分かっているが、違法な行為または職務上の義務の違反の嫌疑を他人にかからせるようにした者は、5年以下の自由刑または罰金に処する。

② 同じ目的で、他人につき官庁の手続またはその他の官庁の処分をもたらし、または

継続させるに適した事実に関するその他の主張を、前項に記載した官署に対して、または公然と事実でないと分かっているながら、他人に関して行った者の処罰も、前項と同じである。

- ③ この法律の第46条bまたは麻薬法31条に定める刑の軽減若しくは刑の免除を獲得するために、虚偽告発を行った者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。比較的重くない事態においては、刑は3月以上5年以下の自由刑とする。
- 27) Kaspar/Wengenroth, a. a. 0., 462. 例えば, Frank/Titz, a. a. 0., S. 139は、「あらゆる広範な王冠証人規定におけるように、被疑者が草案の刑法46条bの刑の軽減の可能性を、信憑性のはっきりしない事実、うわさまたは全く虚偽の事実を供述することによって獲得する高度な危険性が存在する。この危険性は、実務の観点からは、このような場合に対する刑法145条d及び164条の刑を重くすることによっても充分には対応できないであろう。というのは、不当に刑の軽減を獲得しようとする被疑者は、通常、その虚偽の供述が解明されにくいという前提から出発するからである」と述べる。
- 28) Kaspar/Wengenroth, a. a. 0., 462. 同旨, Fischer, a. a. 0., § 46b Rn 34.
- 29) BT - Dr. 16/6268, S.3.
- 30) Frank/Titz, a. a. 0., 137, 138. Vgl., Schönke/Schröder, Strafgesetzbuch 28. Aufl., 2010, § 46b Rn 2.
- 31) 刑訴法152条2項は、「検察官は、法律に別段の定めのある場合を除き、訴追可能な全ての犯罪に対して、事実に関する十分な根拠が存在する限り、手続をとらなければならない」と定める。訳は、法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ刑事訴訟法典』2001年によった。他の条文も同様である。
- 32) Hoyer, JZ 1994, 233; Kneba, a. a. 0., S. 35; Kaspar/Wengenroth, a. a. 0., 453, 461.
- 33) Kaspar/Wengenroth, a. a. 0., S. 461; Kneba, a. a. 0., S. 35.
- 34) 刑訴法153条b第1項は、「裁判所が刑を免除できる要件がある場合、検察官は、公判手続について管轄を有する裁判所の同意を得て、公訴を提起しないことができる」と規定し、同2項は「公訴が提起された後は、裁判所は、公判手続の開始に至るまで、検察官及び被告人の同意を得て、手続を打ち切ることができる」と定める。刑法46条b第1項により王冠証人に対して刑を免除することが可能であるため、刑訴法153条bにより手続を打ち切ることができる。
- 35) Kaspar/Wengenroth, a. a. 0., S. 461; Kneba, a. a. 0., S. 35.
- 36) nemo - tenetur原則については、松倉治代「刑事手続における Nemo tenetur 原則 (1)~(3)」立命館法学第335号2011年139頁、同第336号2011年168頁、同第337号2011年77頁、同第338号2011年186頁の詳細な研究がある。
- 37) Albrecht, Stellungnahme zur Anhörung des Rechtsausschusses des Deutschen Bundestages am 25.3.2009 zum Gesetzesentwurf BT - Dr. 16/6268 は、これを理由に反対した。
- 38) 基本法1条1項は、「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ、保護することは、すべての国家権力の義務である」と定める。
- 39) 基本法2条1項は、「何人も、他人の権利を侵害せず、かつ、合憲的秩序又は人倫法則

- に反しない限りにおいて、自己の人格を自由に発展させる権利を有する」と定める。
- 40) BVerfG NJW 1981, 1431;BGHSt 38, 302, 305; Roxin/Schünemann, Straf - verfahrensrecht, 27. Aufl., 2012, § 25, Rn 1.
 - 41) BGH NJW 2007, 3138, 3140.
 - 42) 大王冠証人と小王冠証人の呼称を、捜査協力に対する報償が訴訟法規定に基づくか、実体法規定に基づくかで定めるものもあるが（Jaeger, Der Kronzeuge unter besonderer Berücksichtigung von §31 BtMG, S.5）、麻薬法31条のように、特定の犯罪だけを対象とするものを小王冠証人規定といい、幅広く犯罪を対象とするものを大王冠証人規定というのが一般的である（Mehrens, Die Kronzeugenregelung als Instrument zur Bekämpfung organisierter Kriminalität, 2001, S. 42f）。
 - 43) Kneba, a. a. 0., S. 138f. 同旨、Kaspar/Wengenroth, GA 2010, 453, 460.
 - 44) Glinke, Stellungnahme zur öffentlichen Anhörung des Rechtsausschusses des Deutschen Bundestages am 12. 12. 2012 zum BT - Dr. 17/9695, S. 2 f.
 - 45) Huth, Stellungnahme zur öffentlichen Anhörung des Rechtsausschusses des Deutschen Bundestages am 12. 12. 2012 zum BT - Dr. 17/9695, S. 3 - 6.
 - 46) Huth, a. a. 0., S. 7 f.
 - 47) Huth, a. a. 0., S. 8 f.
 - 48) Huth, a. a. 0., S. 12 f.
 - 49) Kaspar, Stellungnahme zur öffentlichen Anhörung des Rechtsausschusses des Deutschen Bundestages am 12. 12. 2012 zum BT - Dr. 17/9695, S. 7.
 - 50) Lückemann, Stellungnahme zur öffentlichen Anhörung des Rechts - ausschusses des Deutschen Bundestages am 12. 12. 2012 zum BT - Dr. 17/9695, S. 9.
 - 51) Peglau, a. a. 0., S. 1911.

【付記】本稿は、2013年度JSPS科学研究費・基盤研究（C）（課題番号23530081）による研究成果の一部である。

